平成２２年（フ）第３７８号
沖縄県那覇市西１丁目３番12号　渡口マンション302
債務者　玉城美智子（旧姓真栄城）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８４号
沖縄県島尻郡八重瀬町字長毛370番地６
債務者　小橋川義智（旧姓林）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第３８９号
沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目127番地　石嶺市営住宅Ａ２―901
債務者　比嘉　彩乃（旧姓森島）
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第４００号
沖縄県浦添市大平１丁目６番１―305号　めぐみビル
債務者　大城　　泉
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２２４号
青森県八戸市大字中居林字道合７番地７　古里住宅２号、前住所青森県八戸市大字中居林字蓋名池28番地３　中居住宅１号
債務者　五味渕由美子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第１２７号
長野県上田市八木沢216番地１
債務者　前島　新次
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１２９号
長野県千曲市大字八幡3786番地６
債務者　若林　花子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２４３号
神戸市西区伊川谷町有瀬1281番地の６　県営有瀬団地５―303号
債務者　森田　利子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３１８号
神戸市西区伊川谷町有瀬1512番地の６　レジデンスｉ105号、旧住所神戸市垂水区松風台２丁目１番１―517号
債務者　上田　雅之
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３２４号
兵庫県明石市二見町東二見1360番地の３　宮の前市住401号
債務者　中村英元こと　張　　英元
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３３３号
兵庫県明石市西新町１丁目９番１―303号
債務者　永田　明美
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第３５０号
兵庫県明石市大久保町大窪488番地の３　レジデンス大久保201号、旧住所兵庫県明石市大久保町江井島763番地の１　総合市場内
債務者　池田　朋代
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月30日まで　神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２２年（フ）第２５９号
富山市八尾町福島156番地　市営住宅新上野団地104号室、住民票上の住所富山市金代301番地
債務者　大杉　智子
1　決定年月日時　平成22年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月１日まで　富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３１号
千葉県松戸市竹ヶ花228番地リバブル松戸308号
債務者　山﨑　恵子
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４４８号
千葉県松戸市中和倉568番地の２
債務者　堀　　幸男
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９７号
千葉県野田市五木新町10番地の16
債務者　槇田　　稔
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２２年（フ）第４９８号
千葉県野田市五木新町10番地の16
債務者　槇田　リエ
1　決定年月日時　平成22年９月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月２日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部